

マイナンバー制度が始まります



平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」）が始まります。

公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。それにより負担を不当に免れることや給付を不正に受けたりすることを防止し、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに必要な時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできます。

この制度で、住民票を持つ一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を割り振ります。それにより社会保障や税などの分野で効率的に情報を結びつけ、複数の機関にある個人の情報が同一人の情報であることを確認します。この制度が始まることで、次の3つの効果が期待されます。

個人情報が外部に漏れることや、他人のナンバーでのなりすましを心配する声があります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を取っています。

個人情報保護のための措置

平成 28 年 1 月から申請により交付されるカードです。初回の交付手数料は無料です。カードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示

希望者は個人番号カードが申請できます



マイナンバー通知カード(イメージ)

10月5日から通知されます。マイナンバーを通知するカードが10月5日から簡易書留で順次届きます（中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象）。住民票に記載の世帯ごとに通知されるので、住民票の住所と異なるところに住んでいる人は、現在の住所に住民票の異動をお願いします。

マイナンバーが10月5日から通知されます

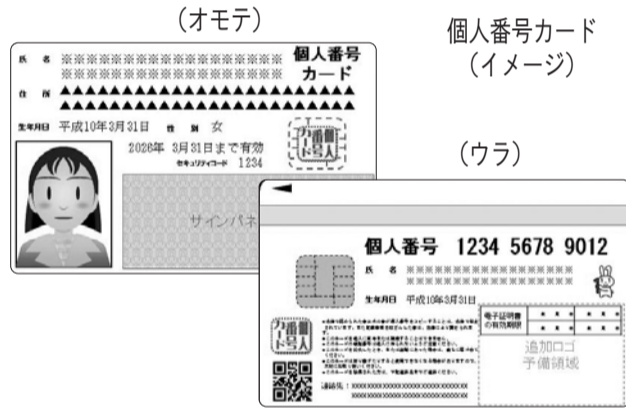
システム面の保護措置では、個人情報を一元管理せず、これまでどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分けて管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化します。

制度面の保護措置では、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しています。また、第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。

※午前9時30分～午後5時30分（土曜、日曜日、休日、祝日は除く）。ナビダイヤルは通話料がかかります。行政管理局番号制度準備室（☎内線492）。

マイナンバーコールセンター

ご不明な点は、左記までお問い合わせください。
●全国共通ナビダイヤル
●日本語窓口（☎0570-20-0178）
●外国語窓口（☎0570-20-0291）



個人番号カード (イメージ) (ウラ)

されます。また、ICチップが埋め込まれており、電子申請のための電子証明書が記録されています。カードには所得や病気の履歴など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、全ての個人情報がかかってしまうことはありません。カードは、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、本人確認書類として利用できるほか、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用したe-Tax（インターネット）をはじめとした、各種電子申請で利用することができます。

平成 26 年度 行政評価結果を公表

市では、平成 26 年度に実施計画事業として掲げた 196 事業を対象に行政評価を実施しました。

この評価は、市民満足度の向上を目的に基本計画の進捗管理として、施策の達成度や事業の有効性・効率性・妥当性などを検証するものです。

評価にあたっては、「活動に対する評価」と「成果に対する評価」の2つの視点から「総合的な評価」を行い、各事業の今後の方向性や取り組みを検討しました（下表参照）。

行政評価の結果は、次期実施計画に反映させるとともに、来年度の予算編成で判断材料として活用します。また、評価検証の結果を公表することで、市政の透明性を確保し市民協働によるまちづくりを進めていきます。

各事業の評価の詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 企画政策課企画政策班（☎内線471）。

	選択肢	選択件数	割合 (%)	計
活動に対する評価	A 目標値を上回る	40	20.4	196
	B ほぼ目標値とおりである	127	64.8	
	C 目標値をやや下回る	19	9.7	
	D 目標値を下回る	5	2.6	
	E 活動なし	3	1.5	
	F 計画なし（当年度活動予定なし）	2	1.0	
成果に対する評価	A 目標値を上回る	43	21.9	196
	B ほぼ目標値とおりである	106	54.1	
	C 目標値をやや下回る	14	7.2	
	D 目標値を下回る	10	5.1	
	E 成果なし	1	0.5	
	F 計画なし（目標設定なし）	22	11.2	
総合評価	A 計画以上の活動実績・成果であった	47	24.0	196
	B ほぼ計画おりの活動実績・成果であった	117	59.7	
	C 計画をやや下回る活動実績・成果であった	21	10.7	
	D 計画を下回る活動実績・成果であった	8	4.1	
	E 活動実績・成果なし	2	1.0	
	F 未評価（当年度事業未実施）	1	0.5	
今後の方向性	事業を継続（現行のまま継続）	178	90.8	196
	事業を見直す（拡大・縮小・統合・休止・廃止など）	14	7.1	
	休止（本年度一時休止）	0	0.0	
	廃止（本年度事業を廃止）	0	0.0	
	終了（本年度終了または次年度終了予定）	4	2.1	

ご意見をお寄せください

印西市総合計画第2次基本計画(素案)の市民説明会・市民意見公募を実施します

市の基本構想（計画期間：平成 24 年度～32 年度）を実現するための、基本的な施策の方向性を示す第 2 次基本計画（計画期間：平成 28 年度～32 年度）の素案がまとまりました。この素案を市民のみなさんにご説明するとともに、市民意見公募を次のとおり実施します。

●市民説明会日程●

日時	場所
9月26日(土)・午前10時～	文化ホール 多目的室
9月26日(土)・午後2時30分～	本埜保健センター 集団指導室
9月27日(日)・午後2時～	中央駅前地域交流館 会議室1・2
10月3日(土)・午前10時～	ふれあい文化館 視聴覚室
10月4日(日)・午前10時～	小林コミュニティプラザ 集会室1
10月4日(日)・午後2時30分～	ふれあいセンターいんば 会議室1・2

◆市民意見公募(パブリックコメント)

○意見募集の期間…9月18日(金)～10月8日(木)。
○第2次基本計画(素案)の公表場所…市役所、各支所、出張所、公民館、図書館または市ホームページ。
○意見を提出できる人…市内に在住、在勤、または在学の人。
○意見の提出方法…任意様式に住所・氏名・連絡先を記入し、郵送(消印有効)、FAX、メール、または下記まで持参。
☎ 企画政策課企画政策班 (〒270-1396 印西市大森 2364-2・☎内線 471・FAX 7242・E-mail kikakuka@city.inzai.lg.jp)。